

J R 東海労働関西地「申」第17号
2017年11月1日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「非常呼び出し時の J R 社員による仕業D担務」に関する申し入れ

9月17日及び10月22日、大阪仕業検査車両所では台風による「非常呼び出し」が行われた。通常、仕業班はA班・B班・C班の3班体制だが、この日はもう1班(D班)増やして、4班体制で仕業検査を行った。

仕業班の担務は、1班につきA担当・B担当・D担当の3名チームで構成されており、A担当・B担当はJ R (直営) 者が担当し、D担当はS E K (外注) 社員が担当している。

しかし、この日、増員した仕業班(D班)はすべて非常呼び出しで呼び出された J R 社員で構成され、本来担当するはずのS E K社員が従事するD担当を J R 社員が担当した。

J R と S E K はまったく別会社であり、これまで「偽装請負」が問題にされ、連絡体制や責任の区分など明確にされている。それにも関わらず、S E K に区分されている作業を J R 社員が担当することは、法律上や安全上も重大な問題があると考えます。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. S E K の作業を J R 社員に担当させた理由を明らかにすること。
2. 非常呼び出し時の S E K との契約を明らかにすること。
3. J R 社員が S E K の作業をした時の連絡体制及び責任の区分を明確にすること。
4. S E K の作業には客室検査もあるが、従事した J R 社員には「見習い」等の教育が行われていたのか明らかにすること。
5. 客室検査のチェックシート等は使用したのか明らかにすること。

以上